



令和2年度

愛犬ガイド

江別市生活環境部
市民生活課生活衛生係
011-381-1094

～マナーを守って人も動物も暮らしやすく～

犬について

- ・リード（引き縄）をつけ、いつでも制御できるようにリードを短く持ち（2メートル以内）事故防止に努めて散歩しましょう。伸びるリードを長くして散歩させたり、放し飼いは大変危険ですのでやめましょう。おとなしく大丈夫だからと、ノーリードで散歩することはやめましょう。
- ・トイレを済ませてから散歩することを心掛け、公共の場所や他人の家の前や塀・門付近では排せつさせないようにしましょう。フンは必ず持ち帰りましょう。ご近所に対する思いやりや気配りをお願いします。
- ・周りの人は飼い主が思っている以上に鳴き声に敏感です。適切なしつけを行い、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・外でブラッシングをすると、毛が風に乗って広範囲へと飛び散り、ご近所トラブルの原因にもなります。外で行うときには場所に配慮をして、毛の始末をきちんとしましょう。

犬が逃げたり、迷い犬を見かけたとき

- ・放たれている犬を見かけたら、生活衛生係（381-1094）へ連絡してください。市では放たれている犬を保護します。
- ・飼っている犬が逃げた場合は、生活衛生係（381-1094）、または江別保健所（383-2111）、江別警察署（382-0110）へ連絡してください。
- ・犬が逃げてしまうと人を咬んだり、犬が交通事故に遭う可能性もあります。定期的に首輪などを点検して、飼い犬が逃げ出さないように十分注意をしましょう！



登録と狂犬病予防注射について



～犬の登録はしていますか？～

- ・犬の所有者は生後90日を経過してから、または飼い始めてから30日以内に生涯に一度の登録が必要です。
※登録手数料：1頭3,000円
登録は市内の動物病院または、市役所本庁舎の生活衛生係（2階17番窓口）で受け付けます。
- ・登録すると鑑札・門票が発行されますので、鑑札は首輪につけ、門票（シール）は玄関先に貼ってください。
- ・飼い主が変わった場合や飼い主の住所に変更があった場合（市外へ引越しをされた場合は転出先の市町村にて手続きをして下さい。江別市での手続きは不要です）も手続きが必要です。
- ・犬が死亡した場合もご連絡ください。

～狂犬病予防注射を受けましょう（室内犬・小型犬であっても必ず接種しましょう）～

- ・犬の所有者は生後91日以上のに、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。
※狂犬病予防法に基づき毎年4月～6月までの期間に予防注射を受けることとされていますが、今年は新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、12月末までに受けることも可能です。
動物病院を受診する際は待合室での混雑を避けるため事前に電話連絡で相談するなど、集団感染を防ぐための配慮をよろしくお願いいたします。
- ・市内の動物病院で接種すると注射済票が発行されますので首輪につけてください。
- ・江別市外で狂犬病予防注射を受けた場合は、注射済票の交付手続きが必要です。
注射済証と交付手数料（550円）を持参して、市内の動物病院または市役所本庁舎の生活衛生係（2階17番窓口）にて手続きをお願いします。

※登録・予防注射をしない場合は狂犬病予防法により20万円以下の罰金が定められています

猫について

～野良猫にエサやりをしている方へ～



ふん尿による畑や庭の被害で迷惑している方が増えています！

- ・野良猫へのエサやりの苦情も多く寄せられています。継続してエサを与えていると占有者として飼い主と同等の扱いとみなされ、その猫が周りに迷惑をかけたときには、エサやりをしている人の責任となります。また、可哀想だから…とエサを与えているとたくさん繁殖し、かえって不幸な猫が増える原因にもなります。野良猫にエサを与えるのであれば、責任を持って飼い主になり、室内で飼いましょう。

～猫は室内で飼いましょう～

- ・環境省の基準では「ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること」とされており、また、北海道の条例でも「猫の飼い主は、その飼養する猫について、疾病の感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼養に努めなければならない」とされています。
- ・野生動物に限らず、エキノコックス症はねずみを捕まえたり、食べたりすることで、猫にも感染することがあります。動物由来感染症や交通事故から守るためにも猫は室内で飼いましょう。

～ペットの災害対策について～ 普段から備えましょう！

- ・いざというとき、家族がペットと安心して避難するためには、日頃から災害に対する備えが重要です。特に避難所におけるペットの管理は、「飼い主自ら」が行うため、平時からの対策をしましょう。
- ・ケージなどで落ち着いていられるか、決められた場所で排泄ができるか、無駄吠えしないかなど、避難所で過ごせるようにしつけをしましょう。
- ・ワクチン接種やノミやダニの駆除などの健康管理をしましょう。
- ・最低5日分の食事、水、首輪、リード、猫用トイレなどを準備しましょう。



◆ペットの災害対策についてのお問い合わせは、江別市危機対策・防災担当（011-381-1407）へ◆

～新型コロナウイルスとペットについて～

Q. 新型コロナウイルスは飼育しているペットに感染しますか？

- A. これまでに新型コロナウイルスに感染したヒトからイヌ、ネコが感染したと考えられる事例が数例報告されています。また、動物園のトラやライオンの感染（飼育員から感染したと推察されている）事例も報告されています。
- ただし、新型コロナウイルスは主に発症したヒトからヒトへの飛沫感染や接触感染により感染することが分かっており、現時点では、ヒトから動物への感染事例はわずかな数に限られています。

Q. 新型コロナウイルスが飼育しているペットから人に感染した事例はありますか？また、ペットを飼育する上で注意すべきことはありますか？

- A. これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は報告されていません。一方で、ネコは、新型コロナウイルスの感受性が他の動物種よりも高いとの報告があり、実験室内での感染実験では、ネコが他のネコに感染させ得るという結果が報告されています。また、オランダのミンク農場でのミンクの大量感染事例では、新型コロナウイルスに感染したミンクから人へ感染した可能性のある事例が報告されています。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、動物由来感染症の予防のため、動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に接触する前後で、手洗いや手指用アルコールでの消毒等を行うようにしてください。特にペットの体調が悪い場合はできる限り不要な接触を控えましょう。



北海道

あなたのりんちゃん



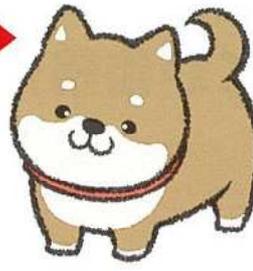
エキノコックス大丈夫?



肝臓にエキノコックスが寄生した野ネズミ



キツネと同じく、犬も野ネズミを食べて感染します。



感染犬の糞が人への感染源となります。



犬から人へのエキノコックス感染を防ぐために

○まず、犬への感染を防ぎましょう!

- ・ 放し飼いはやめましょう。
- ・ 公園、キャンプ場、原野などでも犬を放さないようにしましょう。



エソヤチネズミ
体長10cm程度の小型のネズミです

○犬が野ネズミを食べてしまったら?

- ・ 犬が感染しても症状は現れません。
- ・ 動物病院に相談しましょう。
- ・ 駆虫薬で治療できます。



～犬の糞を片付けた後は、必ず手を洗いましょう!!～

道外にエキノコックスを広げないために

北海道特有の寄生虫であるエキノコックスを道外へ広げないために、犬を道外へ移動させる場合には、動物病院に相談しましょう。



北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
(011-204-5262)



守っていますか？



飼い主の義務

狂犬病予防法により、犬の飼い主には、
次のことが義務付けられています。

1. ワンちゃんを登録してください!!

- お住まいの市町村に飼い犬の登録が必要です。
- 引越したときや飼い犬が死亡したときには届出が必要です。



2. 鑑札を着けてください!!

- 登録の際に市町村から鑑札が交付されます。
- 飼い犬が迷子になった際の手がかりになるので、必ず着用させてください。

3. 毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせてください!!

- 予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかるのを防止でき、加えて人への感染を防ぐことができます。
- 予防注射を受けると、注射済票が交付されるので、飼い犬に着用させてください。
- 狂犬病は発症すると致死率 100%の恐ろしい病気です。我が国では撲滅されていますが、近隣諸国(ロシア、中国、韓国等)では発生が続いています。

